

研 究

アメリカ合衆国における性行為目的の 人身取引と被害弁償

Sex Human Trafficking and Restitution in the United States

隅 田 陽 介*

目 次

はじめに

- 一 アメリカ合衆国における人身取引犯罪の現状
- 二 TVPA の概要
- 三 18 U.S.C. § 1593に基づく被害弁償の対象となる損害の範囲・内容
- 四 人身取引犯罪の場合における被害弁償制度の運用に関する調査研究
- 五 人身取引犯罪の場合に被害弁償が認められない理由
- 六 人身取引犯罪の被害者に対する見方・位置づけ
- 七 法執行機関の側の問題点
- 八 人身取引犯罪の被害者を保護することを念頭に置いた施策
おわりに

はじめに

アメリカ合衆国では、2004年に制定された「犯罪被害者権利法（Crime Victims' Rights Act）」において、被害弁償を受けることができるということが被害者の基本的な権利として保障されている（18 U.S.C. § 3771(a)(7). 以下では、18 U.S.C. を省略していることがあるが、特に明記していない限り、18 U.S.C. である）。この被害弁償は複数の根拠規定の下で複数の犯罪類型に関連して認められており、命令発出の仕方にも、裁判所が被告人

* 嘱託研究所員・帝塚山大学法学部非常勤講師

の経済状況を考慮して裁量的に（discretionary）発出する場合の他，被告人の経済状況に関係なく必要に（mandatory）発出する場合がある。例えば，2000年に制定された「2000年人身取引犯罪及び暴力犯罪被害者保護法（Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000: TVPA）」¹⁾では，人身取引犯罪の被害者を対象として，「裁判所は（被告人に）被害弁償を命じなければならない」（§ 1593(a)）というように必要な被害弁償を行うことが規定されており，この点が同法の特徴となっている²⁾。

人身取引というのは，女性や児童のような社会的弱者に対して性行為や労働を強制することでこれらの者の人権を侵害するものであり，「現代型奴隷制度（modern form of slavery）」あるいは「現代版奴隷制度（modern-day slavery）」などとも評されている³⁾。同時に，人身取引犯罪は，規制

1) Public Law No. 106-386, Oct. 28, 2000, 114 Stat. 1464. 同法 § 102以下によって，人身取引犯罪を抑止するために 22 U.S.C. § 7101以下等の改正・新設が，同法 § 112によって，人身取引犯罪者の訴追及び処罰を強化するために 18 U.S.C. § 1589以下の新設が行われている。同法に関しては，Kappelhoff, Mark J., “Federal Prosecutions of Human Trafficking Cases: Striking a Blow against Modern Day Slavery,” *University of St. Thomas Law Journal*, Vol. 6, 2008, pp. 13-16等，邦文文献として，森山亜美「人身取引犯罪被害者に対する経済的支援に関する一考察—性的搾取を受けた外国人被害者を中心に—」『中京法学』51巻1号（2016年）100頁以下，中川かおり「米国の人身取引に関する立法動向」『外国の立法』220号（2004年）13頁以下等参照。TVPAの内容を含めた合衆国における人身取引犯罪の規制及び被害者保護の状況に関しては，同「米国の人身取引対策—国内の取組みを中心に—」『同』223号（2005年）51頁以下に詳しい。また，近時の動向に関して，同「人身取引対策4法の成立」『同』280-2号（2019年）16頁以下参照。

2) Nolan, William E., “Mandatory Restitution: Complying with the Trafficking Victims Protection Act,” *United States Attorneys’ Bulletin*, Vol. 65, November, 2017, p. 95.

3) 22 U.S.C. § 7101(b)(1); Finklea, Kristin, Adrienne L. Fernandes-Alcantara, and Alison Siskin, *Sex Trafficking of Children in the United States: Overview and Issues for Congress*, Congressional Research Service, R 41878, 2015, p. 1; Larche, Nicholas R., “Victimized by the State: How Legislative Inaction Has Led to the Revictim-

薬物や武器・兵器の取引等と並んで、最も違法な収益を獲得し易い組織化された犯罪の一つとして位置づけられ、2000年代以降、世界的なレベルで強い関心が寄せられている⁴⁾。そこで、TVPAに基づいて必要的に被害弁償命令が言い渡された場合には、人身取引犯罪による利益を剥奪して犯罪者の側に経済的な打撃を与えることにもつながり、人身取引犯罪の抑止と

ization and Stigmatization of Victims of Sex Trafficking,” *Seton Hall Legislative Journal*, Vol. 38, 2014, p. 283; Malone, Kevin, *Sex Trafficking Is a Pandemic in the US, and It’s Time to End Demand*, 2018, <https://www.dailysignal.com/2018/12/04/sex-trafficking-is-a-pandemic-in-the-us-and-its-time-to-end-demand/> (2020年1月24日最終確認。以下、同じ)。

- 4) Etienne, Darian, “Victims, Not Criminals: Exempting and Immunizing Children Subjected to Sex Trafficking from Prosecution for Prostitution,” *Whittier Journal of Child and Family Advocacy*, Vol. 16, 2017, p. 47; Hong, Jesse, “Child Sex Trafficking: Law and Economics Perspective,” *Journal of Law, Economics & Policy*, Vol. 12, 2016, p. 127; Brown, Geneva, “Women and Children Last: The Prosecution of Sex Traffickers as Sex Offenders and the Need for a Sex Trafficker Registry,” *Boston College Third World Law Journal*, Vol. 31, 2011, p. 2; Ark of Hope for Children, *Child Trafficking Statistics: U.S. & International*, <https://arkofhopeforchildren.org/child-trafficking/child-trafficking-statistics> (同)。これまで、わが国は、人身取引に関しては受入国と呼ばれてきており、合衆国国務省による『人身取引報告書 (Trafficking in Persons Report)』においても、主要国の中では唯一、Tier 2 (最低基準は満たしていないが、努力はしている国) として位置づけられていた。それが、2018年版の同報告書では、初めて Tier 1 (最低基準を満たしている国) とされた (See United States of America, Department of State, *Trafficking in Persons Report*, 2018, p. 54 and p. 244.) こともあり、関心は高まっている。これらの点につき、「人身取引対策について」『法律のひろば』71巻11号 (2018年) 2頁、城祐一郎「国際的な人身取引に関する諸問題 (上)」『KEISATSUKORON』68巻2号 (2013年) 39頁、池内久見「人身取引対策行動計画2009の策定と我が国の人身取引対策について」『警察学論集』63巻5号 (2010年) 86頁、「人身取引撲滅に向けて」『法律のひろば』61巻5号 (2008年) 2頁、長島秋夫「人身取引対策の現状と課題」『警察学論集』59巻4号 (2006年) 72頁、鬼塚友章「トラフィッキング事案の現状と課題」『同』56巻9号 (2003年) 57頁から58頁等参照。

いう点でも機能し得る⁵⁾と考えられる。また、被害弁償を認めることは、人身取引の撲滅を目指して、司法省が採用している「被害者志向 (victim-centered)」の視点に立った人身取引犯罪対策とも合致しよう⁶⁾。ところが、合衆国では、前述のように、人身取引犯罪の場合にも法制度として被害者には必要的に被害弁償を認めることが要請されているにも拘らず、裁判官も検察官も否定的な姿勢にある⁷⁾といわれる。実際、「性行為目的の人身取引 (sex trafficking) の場合、社会一般の他には明確な被害者は存在しない」といった理由で、被害弁償が認められないケースもある⁸⁾とされる。

そこで、本稿では、特に性行為目的の人身取引犯罪の被害者が被害弁償を認められない状況及びその原因を明らかにし、その上で、こうした犯罪の被害者に対しては刑事司法はどのように対応することが望まれるのかについて検討してみようと思う。まず、一において、現在の合衆国における人身取引犯罪の状況を簡単に示し、二において、TVPAの概要に触れる。三においては、TVPAが想定している補償の範囲・内容について検討し、四では、近時実施された調査研究に基づいて、人身取引犯罪の場合にはどのように被害弁償制度が運用されているのかを検証する。そして、五では、こうした犯罪の場合に被害弁償が認められない理由を明らかにし、六

5) Nolan, *supra* note 2, at 103. また、Wright, Elizabeth G., “Follow the Money: Financial Crimes and Forfeiture in Human Trafficking Prosecutions,” *United States Attorneys’ Bulletin*, Vol. 65, November, 2017, p. 79 and p. 80 も、人身取引に関する犯罪組織が獲得した収益を対象とした捜査の重要性を指摘する。関連する邦文文献として、中川おかり「人身取引の被害者への補償」『論究ジュリスト』24号 (2018年) 208頁参照。

6) See Nolan, *supra* note 2, at 103.

7) Peters, Amanda, “Reconsidering Federal and State Obstacles to Human Trafficking Victim Status and Entitlements,” *Utah Law Review*, Vol. 2016, 2016, p. 537.

8) Levy, Alexandra F. and Martina E. Vandenberg, “Breaking the Law: The Failure to Award Mandatory Criminal Restitution to Victims in Sex Trafficking Cases,” *Saint Louis University Law Journal*, Vol. 60, 2015, p. 44.

及び七では、現在の刑事司法制度においては、人身取引犯罪の被害者というはどのように位置づけられ、処遇されているのか、併せて、法執行機関の側の問題点についても触れる。最後に、八において、こうした被害者の保護を重視した施策としてはどのようなものが考えられているのかについて検討しようと思う。

一 アメリカ合衆国における人身取引犯罪の現状

人身取引犯罪については、その行為の性質上、正確な状況は把握しづらいつころがあるが、例えば、毎年、少なくとも70万人の主に女性や児童が国内で又は国境を越えて取り引きされ、約5万人の女性や児童が合衆国内に向けて取り引きされて流入している⁹⁾といわれる。合衆国では、人身取引犯罪に対しては、司法省の他、国土安全保障省や国務省等複数の機関が対応しているが、このうち、司法省は2018会計年度において657件の人身取引犯罪の捜査を開始している(2017同は783件)。そして、2018同には230件(うち213件が性行為目的の人身取引)で386人が訴追されている(2017同はそれぞれ282件(性行為目的の人身取引は266件)及び553人)。最終的には、526人の被告人(うち501人は性行為目的の人身取引で訴追されている)に対して有罪判決が下されている(2017同は499人(性行為目的の人身取引で訴追されたのは471人))¹⁰⁾。

また、別の司法省の統計によると、2008年1月1日から2010年6月30日までの間に、連邦政府の支援を受けた人身取引犯罪対策チームによって人身取引が疑われる事案2,515件の捜査が開始され、そのうち2,065件(82%)が性行為目的の事案であったとされる。さらに、その中の1,016件(40%)は児童の性的搾取(sexual exploitation)等に係るものであった¹¹⁾という

9) Public Law No. 106-386, § 102(b)(1).

10) United States of America, Department of State, *Trafficking in Persons Report*, 2019, p. 485.

11) Banks, Duren and Tracey Kyckelhahn, *Special Report: Characteristics of Sus-*

ことである。

被害者の属性については、前記司法省の統計によると、性行為目的の人身取引の被害者として確認された460人のうち、83%が合衆国民であり、94%（432人）が女性、年齢別では248人が17歳以下、142人が18歳から24歳、46人が25歳から34歳の間にあった¹²⁾とされる。若年者が多いのは、これらの者は、まだ精神的な発達の途上にあり、人生経験にも乏しく、成人であれば即座に欺罔と判別できる犯行の手口であっても反応してしまうためである¹³⁾などと指摘されている。

pected Human Trafficking Incidents, 2008–2010, U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, *Bureau of Justice Statistics*, 2011, p. 3 and *Ibid.* & TABLES 1 and 2. 合衆国における人身取引犯罪の状況等に関しては、他にも、Currier, Alyssa and Kyleigh Feehs, *2018 Federal Human Trafficking Report*, The Human Trafficking Institute, 2019や Daniels, Elliott B., “Living Outside the Rule of Law: The Data on Department of Justice Human Trafficking Prosecutions and Where We Go from Here,” *United States Attorneys’ Bulletin*, Vol. 67, November, 2019, pp. 173–182, DeBose, Cynthia Hawkins and Alicia Renee Tarrant, “Child Sex Trafficking and Adoption Re-Homing: America’s 21st Century Salacious Secret,” *Wake Forest Journal of Law & Policy*, Vol. 7, 2017, p. 493, Sheldon-Sherman, Jennifer A.L., “The Missing ‘P’: Prosecution, Prevention, Protection, and *Partnership* in the Trafficking Victims Protection Act,” *Penn State Law Review*, Vol. 117, 2012, pp. 444–445 and pp. 448–450, Siskin, Alison and Liana Sun Wyler, *Trafficking in Persons: U.S. Policy and Issues for Congress*, Congressional Research Service, 2010, RL 34317, Larche, *supra* note 3, at 287–293等参照。

- 12) Axtell, Brooke, *CNN Freedom Project: Combating Child Sex Trafficking in the United States*, 2019, <https://edition.cnn.com/2019/04/09/opinions/brooke-axtell-child-sex-trafficking-us/index.html> (同); Malone, *supra* note 3; Banks, *supra* note 11, at 6 and *Ibid.* & TABLE 5. 男性が性行為目的の人身取引犯罪の被害者になることに関しては、Myatt, Matthew, “The ‘Victim-Perpetrator’ Dilemma: The Role of State Safe Harbor Laws in Creating a Presumption of Coercion for Human Trafficking Victims,” *William & Mary Journal of Race, Gender, and Social Justice*, Vol. 25, 2019, p. 556 & note 1や Etienne, *supra* note 4, at 44 & note 146も参照。
- 13) Parker, Stephen C. and Jonathan T. Skrmetti, “Pimps Down: A Prosecutorial Perspective on Domestic Sex Trafficking,” *The University of Memphis Law Re-*

こうした性行為目的の人身取引の被害者となる児童は、虐待を受けたり、家庭が崩壊しているためその本来の機能を果たしていなかったり、家庭内での衝突が原因で家を出た者の他、交友関係が原因で犯罪者集団に関与するようになった者等が多い。また、十分な教育を受けられなかったり、規制薬物やアルコールに過度に依存している者も被害者になりやすい¹⁴⁾ことが指摘されている。被害者の方ですでに何らかの問題を抱えている場合には、人身取引犯罪の被害者になる可能性が高まる¹⁵⁾ということである。一方、犯罪者の方では、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービスの書き込み・プロフィール欄を利用して、被害者になりそうな対象を探索し、欺罔や誘い込み (grooming) を行っている¹⁶⁾とされる。

view, Vol. 43, 2013, p. 1020. 他に, Brown, *supra* note 4, at 8は, 若年者が標的とされる理由として, これらの者が相手であれば, HIVに感染する危険性が低下することを指摘する。もっとも, 人種や肌の色, 国籍, 年齢, 性別, 社会経済的な地位等には関係なく, 誰もが被害者になり得る可能性があることは否定できない。See Williams, Rich, *Safe Harbor: State Efforts to Combat Child Trafficking*, National Conference of State Legislatures, 2017, http://www.ncsl.org/Portals/1/Documents/cj/SafeHarbor_v06.pdf (同)。

14) U.S. Department of Justice, *National Strategy to Combat Human Trafficking*, 2017, p. 2; Finklea, et al., *supra* note 3, at 3; Axtell, *supra* note 12; Parker, *supra* note 13, at 1020–1023.

15) See *Ibid.* at 1017.

16) *Ibid.* at 1018–1019 and 1023–1029; U.S. Department of Justice, *The National Strategy for Child Exploitation Prevention and Interdiction: A Report to Congress*, 2016, p. 10. Leary, Mary Graw, “Fighting Fire with Fire: Technology in Child Sex Trafficking,” *Duke Journal of Gender Law & Policy*, Vol. 21, 2014, p. 291 and p. 294 は, このように最新の通信手段が多用されるようになったために, 人身取引犯罪は以前よりも公になり易くなり, 大きな関心を集めているとする。

二 TVPA の概要

TVPA というのは、①合衆国の現行法制度の下では、人身取引犯罪者はその行為の重大性に相応しい刑罰を科されておらず、こうした犯罪の抑止は十分には達成されていない、②人身取引の被害者は違法な入国者として訴追され、人身取引犯罪者よりも重く処罰されることがあり、十分に保護されていない、また、③こうした被害者に対しては、健康や福祉、住居、教育、法的支援といった面で彼らの希望に沿った対応もなされていないといったことを踏まえた上で、人身取引犯罪の「予防 (prevention)」と被害者の「保護 (protection)」、犯罪者の「訴追 (prosecution)」という三点に重点を置いた「3P 政策」を念頭に置いて立法化された¹⁷⁾ものである。同法は、当初は、国際的な人身取引犯罪を対象として、犯罪者を厳格に訴追してこれを撲滅すること、そして、必要な被害弁償を通して、合衆国外から取り引きされてきた外国人被害者を保護することを目的としたものであった。そのため、合衆国内の被害者に対しては必ずしも十分な関心が持たれず、法執行機関による効果的な支援の提供もできなかった¹⁸⁾とされ

17) Public Law No. 106-386, § 102(b)(14)(17)(18); Peters, Amanda, "Disparate Protections for American Human Trafficking Victims," *Cleveland State Law Review*, Vol. 61, 2013, pp. 9-10; Johnson, Andrea L., "A Perfect Storm: The U.S. Anti-Trafficking Regime's Failure to Stop the Sex Trafficking of American Indian Women and Girls," *Columbia Human Rights Law Review*, Vol. 43, 2012, pp. 646-651; Aycock, Jessica, *Criminalizing the Victim: Ending Prosecution of Human Trafficking Victims*, p. 5, https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3327525 (同).その後、これら三つの「P」に加え、人身取引犯罪を撲滅し、被害者の保護を実現するためには、連邦政府及び各法執行機関、NGO 団体同士等の密接なつながりが重要であるということを意味する「連携 (partnerships)」が加えられ、「4P 政策」が展開されている。See Sheldon-Sherman, *supra* note 11, at 473-493; Peters, *supra*, at 40-45.

18) Public Law No. 106-386, § 102(b)(1)(2)(24); Hasselbarth, Nikki J., "Emerging Victimhood: Moving towards the Protection of Domestic Juveniles Involved in

る。

しかし、その後、性的に搾取される国内の被害者の現状についても関心が高まり、こうした被害者に対する支援を強化するために「2005年人身取引被害者保護のための再権限付与法 (Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2005)」や「2008年ウィリアム・ウィルバーフォース人身取引被害者保護のための再権限付与法 (William Wilberforce Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2008)」が制定され、適用範囲が拡大されるなどした結果、現在では、合衆国内で発生した事案も TVPA の適用対象となっている¹⁹⁾。

性行為目的の人身取引については、22 U.S.C. § 7102(12) においては「商業的性行為 (commercial sex act)²⁰⁾を目的として、人を募集したり (re-

Prostitution,” *Duke Journal of Gender Law & Policy*, Vol. 21, 2014, pp. 404–408; Baker, Carrie N., “The Influence of International Human Trafficking on United States Prostitution Laws: The Case of Expungement Laws,” *Syracuse Law Review*, Vol. 62, 2012, p. 171, p. 173 and pp. 176–177; Parker, *supra* note 13, at 1016–1017 and 1045; Peters, *supra* note 17, at 16–24; Johnson, *supra* note 17, at 654–659; Aycock, *supra* note 17, at 5. なお、中川・前掲注1) 論文 (2005年) 69頁参照。

19) Anntito, Megan, “Consent, Coercion, and Compassion: Emerging Legal Responses to the Commercial Sexual Exploitation of Minors,” *Yale Law & Policy Review*, Vol. 30, 2011, pp. 39–42; Kappelhoff, *supra* note 1, at 14; Parker, *supra* note 13, at 1016–1017 and 1045; Johnson, *supra* note 17, at 657–659. 両法の簡単な内容については、Senior Specialist in American Public Law, *The William Wilberforce Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2008 (P.L. 110–457): Criminal Law Provisions*, Congressional Research Service, R 40190, 2009や Siskin, *supra* note 11, at 43–50 & Appendix A 等参照。邦文文献として、中川かおり「人身取引対策法の2008年改正」『論究ジュリスト』12号 (2015年) 204頁以下、同「人身取引対策法の改正」『ジュリスト』1317号 (2006年) 261頁等参照。

20) ここでいう「商業的性行為」というのは、人による対価の授受を目的としたすべての性行為を意味するとされ、対価としては、例えば、金銭の他、薬物や食料等も含まれる。また、対価は、性行為に従事した被害者等が受け取る場合に限定されるわけではなく、人身取引犯罪者が受け取る場合も含むとされる。See 22 U.S.C. § 7102(4); Finklea, et al., *supra* note 3, at 5 & note 32.

cruitment), 蔵匿したり (harboring) すること」などと定義されている。そして, 同 (11) では, ①暴力 (force) 又は欺罔 (fraud), 強制 (coercion) によって, 人を商業的性行為に従事させようとする場合や, ②18歳未満の者を商業的性行為に従事させようとする場合等は「人を対象とした取引行為の加重形態」の一つとなる旨規定されている。

次に, § 1591以下において, 性行為目的の人身取引行為を抑止するための施策として, 新たにいくつかの人身取引行為が犯罪化されている²¹⁾。すなわち, § 1591(a) では, ①暴力という手段, 又は, 暴力を振るう, 欺罔する, 強制すると脅迫すること等の手段が, 人を商業的性行為に従事させるために利用されること, また, ②18歳未満の者が商業的性行為に従事させられる (will be caused)²²⁾ ことを認識しつつ, 人を募集したり, 誘惑したりすることが処罰の対象とされている²³⁾。被害者が18歳未満の未成年者である場合には, 法的に有効な同意ができず, 未成年者故の被害受容性 (vulnerability) も認められるために, 成人である場合とは異なり, 暴力や欺罔等が用いられたことの証明までは求められていない²⁴⁾。

ここでいう「欺罔」というのは, 故意に人を騙したり, ごまかしたり, 虚偽の事実を述べる行為を指す²⁵⁾が, この中には, 人身取引犯罪者が頻繁

21) Kappelhoff, *supra* note 1, at 13–14; Johnson, *supra* note 17, at 647–648.

22) この「will be caused」という動詞の時制との関係で, 人身取引犯罪者は, 取引の対象者が実際には性行為に従事していない場合であっても処罰の対象となる。See *United States v. Garcia-Gonzalez*, 714 F. 3d 306, 312(5th Cir. 2013).

23) ここでいう「商業的性行為」については, 同 (e)(3) において, 22 U.S.C. § 7102(4) とほぼ同様の内容が規定されている。

24) *United States v. Elbert*, 561 F. 3d 771, 777(8th Cir. 2009); Smith, Linda A., Samantha Healy Vardaman, and Melissa A. Snow, *The National Report on Domestic Minor Sex Trafficking: America's Prostituted Children*, Shared Hope International, 2009, pp. iv and 4; Kappelhoff, *supra* note 1, at 11 and 12; Johnson, *supra* note 17, at 648.

25) *United States v. Paris*, No. 03: 06-CR-64(CFD), 2007 WL 3124724, at 14(D. Conn. Oct. 24, 2007).

に用いる誘い込みの手口も含まれる²⁶⁾と考えられる。一方、「強制」については、同 (e)(2) に規定されており、重大な害悪を与えたとか身体的な拘束を加えると脅すことを意味するとされるが、命令に従わなければ暴力を加えるなどと脅す場合が典型である²⁷⁾。

なお、人身取引犯罪というのは対象者の人権を侵害するものであるため、目的の如何を問わず、その者を場所的に移動させることは要件とはされていない。そのため、その者が居住していた元々の地域から移動させられることがない場合であっても犯罪を構成する²⁸⁾。

三 18 U.S.C. § 1593に基づく被害弁償の対象となる損害の範囲・内容

§ 1593(a)(b) では、必要的被害弁償として、裁判所は、合衆国法典第18編第77章に規定されている人身取引犯罪で有罪を認められた被告人に対して、被害者が受けた損害のすべてに関して被害弁償を行うよう命じなければならぬと規定されている。そして、「被害者が受けた損害のすべて」という補償の範囲・内容に関しては、具体的には、被害者個人の損失に対するものと被害者が役務を提供することによって得られた経済的な価値に対するものという二種類が含まれる²⁹⁾。

まず、前者の「被害者個人の損失に対するもの」に関しては、同 (b)(3) では、§ 2259(b)(3) で規定されているものと同一の内容を意味するとされている。§ 2259というのは、児童に対する性的搾取及びその他の虐待に関

26) *Ibid.*; Parker, *supra* note 13, at 1035-1036.

27) *Ibid.* at 1036. なお、22 U.S.C. § 7102(3) 参照。

28) Barnard, Alyssa M., "The Second Chance They Deserve": Vacating Convictions of Sex Trafficking Victims," *Columbia Law Review*, Vol. 114, 2014, pp. 1465-1466; Rose, Kristian Bryant, "Looking for Love in All the Wrong Places: A Call to Reform State Law on Sex Trafficking," *Oklahoma Law Review*, Vol. 65, 2013, p. 316; Kappelhoff, *supra* note 1, at 11; Finklea, et al., *supra* note 3, at 1; Malone, *supra* note 3; U.S. Department of Justice, *supra* note 14, at 1.

29) Nolan, *supra* note 2, at 96; Levy, *supra* note 8, at 47.

連した被害弁償の際に適用されるもので、同 (b)(3) では、損失の内容として、①身体的・精神的なケアに関連する医療サービス、②移動や住居、児童の養育等に関連する費用、③逸失収入等が含まれる旨規定されている。性的に搾取・虐待された児童というのは長期間に亘って大きな害悪を受けるとされているが、人身取引というのは身体的搾取及び性的搾取の形態を必然的に伴っており、特に性行為目的の場合、被害者は性的搾取や児童虐待の場合と同様の短期的・長期的な被害を受けていると考えられる。そこで、議会は、同様の文言を § 1593 の中でも使用することを通して、児童の性的搾取の場合と同様の形で被害状況を数字化する手法を採用したもの³⁰⁾と考えられる。そして、年少の頃取引の対象とされた場合には、その被害受容性故に、また、その後の人生も長くなるが故に、被害の程度は大きくなり、必要とされる補償の内容や弁償の範囲も広くなる³¹⁾と考えられる。

次に、「被害者が役務を提供することによって得られた経済的な価値に対するもの」というのは、被告人が被害者に従事させた役務の価値を補償させようとするものである。つまり、人身取引に係る犯罪の遂行中に当該被告人が剥奪・獲得した賃金及び利益を被害者に取り戻させようという趣旨に出たもの³²⁾と考えられる。具体的には、同 (b)(3) では、「被害者の役務若しくは労働によって被告人が得た総所得若しくは価値、又は、公正労働基準法（Fair Labor Standards Act）に基づく最低賃金及び時間外労働手当（overtime guarantees）として保証されている被害者の労働による価値のうち、どちらか高額のものが含まれる」と規定されている³³⁾。

30) Nolan, *supra* note 2, at 96; Hong, *supra* note 4, at 135.

31) *See Ibid.*

32) Nolan, *supra* note 2, at 97.

33) National Crime Victim Law Institute, “Ensuring Full Restitution for Trafficking Victims: An Overview of Mandatory Restitution Awards under the Trafficking Victims Protection Act,” *Victim Law Bulletin*, November, 2013, pp. 1–2; Peters, *supra* note 7, at 556.

性行為目的の人身取引のような場合には、被告人が得た被害者の役務の提供による価値というのは、被害者が商業的性行為を行うことによって被告人が得た総所得によって算出されることになる。こうした算出方法は「不当利得算出法（“unjust enrichment” calculation）」などと呼ばれている³⁴⁾。例えば、*United States v. Lewis*³⁵⁾では、裁判所は、この算出方法を前提として、①被告人の指示の下で被害者が商業的性行為に従事していた期間、②被告人が被害者に対して性行為を強要していた一晩毎の平均相手数、③一人の相手が支払う金銭の平均額等を用いて弁償額を算出している。この算出方法に基づく場合、一円単位までの正確さまでは要求されず、一定程度の合理的な確からしさ（some reasonable certainty）が求められていることが特徴である³⁶⁾。

四 人身取引犯罪の場合における被害弁償制度の運用に関する調査研究

(一) 2014年に公表された調査研究

それでは、人身取引犯罪の場合にはどのように被害弁償制度は運用されているのだろうか。この点に関しては、三つの調査研究がある。

一つは2014年に公表されたもので、これは、2009年1月1日から2012年12月31日までの間に、合衆国法典第18編第77章に規定されている人身取引犯罪に関連して訴追された事例306件の中から、2014年2月1日の時点で終結していない事例等120件を除外した186件（このうち、170件が性行為目的の事例であり、15件は強制労働目的、残る1件は両者を目的とした事例である）を研究の対象としたものである³⁷⁾。

34) Nolan, *supra* note 2, at 97.

35) 791 F. Supp. 2d 81, 82–86 and 92–94 (D. D.C. 2011).

36) *Ibid.* at 89–94; Nolan, *supra* note 2, at 97; Levy, *supra* note 8, at 49. なお、*United States v. Nash*, 558 Fed. Appx. 741, 742 (9th Cir. 2014) や *United States v. Doe*, 488 F.3d 1154, 1159–1162 (9th Cir. 2007) も参照。

37) The Human Trafficking Pro Bono Legal Center, *When “Mandatory” Does Not*

まず、性行為目的の事例170件のうち被害弁償命令が発出されたのは52件（31％）に過ぎないが、一方で、強制労働目的の人身取引の場合には16件中15件（94％）で命令が発出されており³⁸⁾、性行為目的の場合には大きく数値が低下している³⁹⁾。

そして、性行為目的の事例の場合、170件のうち検察官から被害弁償の請求がなされている事例は104件（61％）、請求がなされていない事例は66件（39％）である。この104件のうち46件（44％）で請求は認められている。これに対して、強制労働目的の場合には、検察官からの請求がなされているのは16件のうち14件、なされていないのは2件に留まっている⁴⁰⁾。

次に、性行為目的及び強制労働目的双方を含めた118件を対象にして、検察官からの請求の仕方を調査すると、64件は答弁合意において定型の文言で被害弁償の請求がなされており（boilerplate restitution requests）、5件は答弁合意において定型の文言ではない形で請求が行われている。また、34件は量刑に際しての非公開の内部文書（sentencing memorandum）等の中で請求され、15件は被害弁償専用の書類（memorandum specifically addressing restitution）の中で請求されている⁴¹⁾。

検察官から被害弁償の請求がなされていない場合には、裁判所から職権で（*sua sponte*）命令が発出されるケースは少なくなり、68件中7件に留まっている⁴²⁾。このような結果から、検察官が請求した方が、命令が発出される可能性は高くなり、検察官が請求するかどうかが大きな意味を持っ

Mean Mandatory: Failure to Obtain Criminal Restitution in Federal Prosecution of Human Trafficking Cases in the United States, 2014, pp. 3-4 and p. 19.

38) *Ibid.* at 9 and 11-12 & Graph 6.

39) Hong, *supra* note 4, at 143は、この差について、こうした事案を取り扱う司法の場で広まっている「被害者が悪いとみなす風潮（blame-the-victim attitude）」が影響しているのではないかと指摘する。

40) The Human Trafficking Pro Bono Legal Center, *supra* note 37, at 9, 10 & Graph 5, and 14 & Graph 7.

41) *Ibid.* at 4 and 5 & Graph 1 and Table 1.

42) *Ibid.* at 4-5; Peters, *supra* note 7, at 556.

ている⁴³⁾と指摘されている。

なお、性行為目的の事例で命令が発出された場合の被害弁償の額は平均で4万6,000ドルであるのに対して、強制労働目的の場合には21万4,000ドルとなっている⁴⁴⁾。

(二) 2018年に公表された調査研究

次に、2018年に公表されたものがある。これは、前述の2014年に公表された調査研究で当初対象とされた事例の他、2012年12月31日以降に手続が開始され、2016年6月4日の時点で終結していた事例を加えた合計420件の中から、利用可能な記録が不十分であるため詳細が検討しづらいなど事例の検討に不適切な96件を除外した324件（このうち、316件が性行為目的の事例であり、8件が強制労働目的の事例である）を研究の対象としたものである⁴⁵⁾。

性行為目的の事例の場合、316件のうち85件（27%）で弁償命令は発出され、231件（73%）では否定されている⁴⁶⁾。そして、316件のうち検察官から被害弁償が請求されたのは213件（67%）で、103件（33%）では請求はされていない⁴⁷⁾。さらに、この213件の中では77件（36%）において命

43) Vandenberg, Martina E., "Innovations in the Fight against Human Trafficking: Listening to Trafficking Survivors, Fighting for Justice," *New York Law School Law Review*, Vol. 60, 2015-2016, p. 637; Levy, *supra* note 8, at 71. もっとも、The Human Trafficking Legal Center, *United States Federal Courts' Continuing Failure to Order Mandatory Criminal Restitution for Human Trafficking Victims*, 2018, p. 14は、人身取引犯罪の場合の被害弁償命令というのは必要的に発出されるものであり、被害者が被害弁償を求めているかどうかや検察官が弁償を請求しているかどうかなどは関係ないとする。

44) *Ibid.* at Appendix A 1; The Human Trafficking Pro Bono Legal Center, *supra* note 37, at 9.

45) The Human Trafficking Legal Center, *supra* note 43, at 2-3 and 8.

46) *Ibid.* at 8, 9 & FIGURE 8, and 11 & FIGURE 10-B.

47) *Ibid.* at 8, 9 & FIGURE 8, and 10 & FIGURE 9-B.

令が発出されている⁴⁸⁾。一方、強制労働目的の場合、件数は少ないが、請求された4件すべてで請求は認められている⁴⁹⁾。

次に、検察官からの弁償の請求の仕方を調査すると、性行為目的及び強制労働目的双方で検察官から請求がなされた217件のうち、129件は答弁合意において定型の文言で被害弁償の請求がなされており、24件は答弁合意において特別な文言で請求が行われている。また、36件は量刑に際しての非公開の内部文書の中で請求され、28件は被害弁償専用の書類の中で請求されている⁵⁰⁾。そして、専用書類の中で請求された場合には28件の事例のうち24件（86%）で弁償命令が発出され、量刑に際しての非公開の内部文書の中で請求された場合には36件のうち27件（75%）で発出されている一方、答弁合意の中で請求された場合には153件のうち30件（20%）で発出されたに留まっている⁵¹⁾。

なお、性行為目的の事例で命令が発出された場合の弁償額は平均で4万8,000ドル、強制労働目的の場合には50万4,600ドルとなっている⁵²⁾。

（三）2019年に公表された調査研究

さらに、人身取引問題研究所（Human Trafficking Institute）によって2019年に公表された調査研究がある⁵³⁾。これによれば、まず、2018年に連邦裁判所によって、少なくとも1人の被害者が確認できたとして人身取引犯罪に関連して有罪を認められた311人の被告人のうち97人（31.2%）に対して被害弁償が命じられている（97人のうち69人は必要的被害弁償、28人は裁量的被害弁償である）。2016年は、有罪を認められた389人の被告人

48) *Ibid.* at 13 & FIGURE 11-B.

49) *Ibid.* at 9 & FIGURE 8 and 12 & FIGURE 11-A.

50) *Ibid.* at 4 and 5 & FIGURES 2 and 3.

51) *Ibid.* at 5 and *Ibid.* & FIGURE 3.

52) *Ibid.* at 9 and Appendix A 1. なお、弁償金の回収率が決して芳しくないことについて、*Ibid.* at 24 and Appendix C 1 – C 3参照。

53) Currier, *supra* note 11, at 31–33.

のうち被害弁償を命じられたのは74人（19.0%）であったことから、人身取引犯罪に関連して被害弁償が命じられる割合自体は向上している。

次に、TVPAに基づいて有罪が認められた172人の被告人のうち、必要の被害弁償が命じられたのは上記のように69人（40.1%）である。したがって、残る103人はTVPAで必要の被害弁償が規定されているにも拘らず、これが命じられていないことになる。

また、上記97人の被告人のうち81人は性行為目的の人身取引に関連して、16人は強制労働目的のそれに関連して被害弁償が命じられている。2018年には287人の被告人が性行為目的の人身取引で、24人の被告人が強制労働目的のそれで有罪判決を受けていることから、性行為目的の場合の方が強制労働目的の場合よりも被害弁償が命じられる割合は低くなっている（前者は28.2%、後者は66.7%）。

なお、性行為目的の事例で命令が発出された場合の弁償額は10ドルの場合から約250万ドルの場合まで幅があるが、平均すると13万4,300ドルである。一方、強制労働目的の場合には平均で12万4,400ドルとなっている。

（四） 小 括

上記のような調査研究のうち、(一)及び(二)で触れた調査研究に基づいて、被害弁償の請求が認められる場合に共通している特徴として、次のようなことが指摘されている⁵⁴⁾。すなわち、人身取引の目的が性行為であるか強制労働であるかに関係なく、①被害者には、検察官ではない、専門の法的な代理人が付いている、②担当した検察官が「被害者志向」の方向で積極的に被害弁償の請求を行っている、③裁判所も、元々議会が意図していた方向で法を解釈・適用しているということである。しかし、実際には、総じてTVPAの必要の被害弁償に関する規定は見逃されており、人身取引犯罪の場合に被害弁償命令が発出されることはむしろ少ない⁵⁵⁾という

54) The Human Trafficking Pro Bono Legal Center, *supra* note 37, at 2.

55) *Ibid.* at 3.

ことになろう。これに対して、検察官は、自らが被害弁償を請求しない理由として、被害者が被害弁償を請求しないからであるということも挙げている。しかし、被害弁償の基本的な仕組みによれば、被害弁償を請求するのは被害者の義務ではなく、検察官の義務であり、検察官こそが弁償を請求するという重要な役割を担っているということに留意すべきである⁵⁶⁾。特に、被害者の中には、法制度上の仕組みに精通していないことが多いと思われる児童もいるのであって、被害者が請求しないことを検察官が被害弁償を請求しないことの理由として主張するのは適切ではない⁵⁷⁾と考えられる。

五 人身取引犯罪の場合に被害弁償が認められない理由

性行為目的の人身取引犯罪の場合に § 1593に基づいた被害弁償が認められない理由としては、いくつかのことが指摘されている。まず、四四でも触れたが、被害者自身が被害弁償を求めている、そのために検察官も被害弁償を請求せず、裁判所も被告人に対して被害弁償を命じていない⁵⁸⁾ということである。また、被害者の方が、逆に責められたり非難されたりすることを嫌がり、こうした犯罪を報告しないなど、捜査機関に対して非協力的であったり、捜査の途中で姿を消してしまう⁵⁹⁾ということも指摘さ

56) Vandenberg, *supra* note 43, at 639.

57) *Ibid.* at 642.

58) *Ibid.* at 639; Levy, *supra* note 8, at 62.

59) *Ibid.*; Johnson, *supra* note 17, at 636. 被害者が積極的に犯罪事実を通報しない理由としては、それを犯罪者によって妨害されていたり、犯罪者からの報復を恐れている、あるいは、法執行機関に対する不信感や自らが逮捕されることに対する恐れ等も影響しているように思われる。See Blizard, Isabella, "Chapter 636: Catching Those Who Fall, An Affirmative Defense for Human Trafficking Victims," *The University of the Pacific Law Review*, Vol. 48, 2017, pp. 634-635; Cross, Allison L., "Slipping through the Cracks: The Dual Victimization of Human-Trafficking Survivors," *McGeorge Law Review*, Vol. 44, 2013, pp. 401-402;

れる。しかし、前述したように、TVPAでは被害者自身が被害弁償を求めることは要件とはされておらず、被害者がこうした制度について必ず認識していると考えられないと思われる。そして、そもそも被害者が外国人である場合には言語の壁が存在するために意思の疎通が難しいということもあろうし、精神的な打撃を受けているために捜査に協力できない可能性もある⁶⁰⁾ということに留意する必要がある。

次に、人身取引犯罪の被害者が従事していた行為についての裁判所の理解・認識の仕方もあるから影響しているのではないかと考えられる。すなわち、被害弁償を認めない裁判所の中には、もし被害者が自発的にこうした行為を行っていた場合には、それは犯罪を構成するにも拘らず、そうした被害者に対して被害弁償を認めることが適切なかどうか疑問を持っているところが存在する⁶¹⁾といわれるからである。被告人の側からも、被害者が行っていた行為は売春行為に該当し、違法なものであるから、そうした違法な行為に従事したことを受けて、裁判所が被害者に“報酬を認める (reward)”のは正義に悖る、したがって、被害弁償の請求は却下されるべきであると主張されている⁶²⁾。もっとも、第2巡回区連邦控訴裁判所

Clawson, Heather J. and Nicole Dutch, *Identifying Victims of Human Trafficking: Inherent Challenges and Promising Strategies from the Field*, U.S. Department of Health and Human Services, Office of the Assistant Secretary for Planning and Evaluation, 2008, p. 2. なお、わが国で展開される人身取引犯罪捜査の過程でも、被害者が外国人である場合には、犯罪者から脅されて、捜査機関に正確に被害の申告をしなかったり、捜査に不安を感じる者等がいることは夙に指摘されている。長島・前掲注4) 論文81頁や鬼塚・前掲注4) 論文62頁、「人身取引被害者の保護」『法律のひろば』59巻11号(2006年)2頁等参照。

60) Finklea, et al., *supra* note 3, at 16; Blizard, *supra* note 59, at 634.

61) See Levy, *supra* note 8, at 66 and *Ibid.* & note 160; The Human Trafficking Legal Center, *supra* note 43, at 15-16.

62) *Ibid.* at 23; Nolan, *supra* note 2, at 100; The Human Trafficking Pro Bono Legal Center, *supra* note 37, at 16-17. 他に、被告人側からは、被告人が獲得したとされる収益の算出方法が正確ではないということも主張されている。See The Human Trafficking Legal Center, *supra* note 43, at 24.

は、*United States v. Mammedov*⁶³⁾において、①そうした主張が、被告人自身が暴力や欺罔、強制を用いて未成年者を違法な活動に従事させることの原因になっている、②TVPAに基づく被害弁償というのは、当該役務が適法であるか違法であるかということとは関係なく、必要的に認められるものであるとして、被告人の主張を却下している⁶⁴⁾。*United States v. Cortes-Castro*⁶⁵⁾でも、被害者は売春行為を強制されているのであり、そうした被告人の主張は非常識であるなどと判示されている。このように、一般的には、多くの裁判所で被告人側の主張は却下されており、巡回区裁判所の中で、これと異なった考え方を明らかにしているところはない⁶⁶⁾とされる。そして、法制度上は、当該行為の性質がどのようなものであれ、被害弁償は必要的に行われるべきであるとされていることは明らかである⁶⁷⁾。しかし、中には、前述のように、被害者の行為は違法なものであるという理解に立って、被害弁償を認めることに躊躇している裁判所があるようであり、人身取引犯罪の被害者に関する裁判所の認識を改める必要もあると考えられる⁶⁸⁾。

また、四(一)でも触れたが、被害弁償が認められるかどうかについては、検察官が適切に被害弁償を請求するかどうか重要な意味を持っていると考えられている。この点、合衆国では、人身取引犯罪の被害者が成人であるか児童であるかによって、訴追する組織・機関が異なっており、このこ

63) 304 Fed. Appx. 922, 926–927 (2d Cir. 2008).

64) 他に、*United States v. Fu Sheng Kuo*, 620 F. 3d 1158, 1164 (9th Cir. 2010) 参照。

65) 511 Fed. Appx. 942, 947 (11th Cir. 2013).

66) Nolan, *supra* note 2, at 100; The Human Trafficking Legal Center, *supra* note 43, at 23.

67) Levy, *supra* note 8, at 66.

68) 関連して、*Ibid.* at 71は、検察官が被害弁償に関連する詳細な資料を添付して請求している場合であっても、裁判官が弁償命令発出の申立てを却下している場合が散見されることから、やはり裁判所・裁判官の認識の変化が必要であるとする。

とが影響している⁶⁹⁾と指摘されている。すなわち、被害者が成人である場合には、司法省の市民権局 (Civil Rights Division) 刑事課 (Criminal Section) が対応している。そして、2007年には同課内に人身取引訴追班 (Human Trafficking Prosecution Unit) が設置され、同班が全米レベルで専従的に事件の捜査及び訴追に当たっている。加えて、同班は被害弁償の重要性について正確に認識していることも指摘されている。これに対して、被害者が児童である場合には、刑事局 (Criminal Division) 児童の性的搾取及びわいせつ物取締り課 (Child Exploitation and Obscenity Section: CEOS) が対応している。そして、全米各地の連邦検察局 (United States Attorneys' Offices) が個別に事件を担当しており、一部の事件を除いて、CEOSが組織的に対応しているわけではない。このようにそれぞれの事件を訴追する組織・機関の体制や被害弁償に対する認識の違いが、結果として、被害弁償が認められるかどうかの違いに影響しているということである。

さらに、四四でも触れたように、被害者に適切な法的代理人が存在するかどうか、被害弁償が認められるかどうかを大きく左右すると考えられる⁷⁰⁾。その意味で、被害者に法的代理人が付いている場合にのみ、初めて

69) *Ibid.* at 67–69. また、Kappelhoff, *supra* note 1, at 17やFinklea, et al., *supra* note 3, at 16–17, U.S. Department of Justice, *supra* note 14, at 6–10, U.S. Department of Justice, *supra* note 16, at 35–38参照。邦文文献として、中川・前掲注1) 論文 (2005年) 64頁参照。

70) *See* Levy, *supra* note 8, at 64. この点について、Vandenberg, *supra* note 43, at 632 and 647は、人身取引犯罪の被害者には、被害弁償を請求する場合や、誤って被告人として訴追され、有罪判決を受けた場合を考えても、その権利・利益を適切に擁護するための法的な代理人が必要であると指摘する。また、Byrne, Sarah Dohoney, “Meeting the Legal Needs of Human-Trafficking Survivors,” *Wake Forest Law Review*, Vol. 52, 2017, pp. 379–382も、人身取引犯罪の被害者には、福利健康やカウンセリング、住居の確保といった面での支援の他に、その立場や利益を代表するために法律専門家が必要であると指摘する。加えて、*Ibid.* at 385は、被害者の中には、州や連邦等にある捜査機関のうち、どのような機関にどのような形で犯罪事実を通報すればよいのかについて正確に理解していな

必要的被害弁償は真に必要な認められる被害弁償となる⁷¹⁾という指摘は説得力があると思われる。この点については、確かに § 3509(h)(1) によれば、裁判所は被害者の後見人 (guardian ad litem: GAL) を指名する権限は有しているが、実際にその権限が行使されることは少なく、特に児童が被害者となっている場合には、法的な代理人が付くことは稀である⁷²⁾といわれる。そこで、人身取引事案においては、まずは GAL のような適切な代理人が活動することが一般的な運用になることが望まれる。

六 人身取引犯罪の被害者に対する見方・位置づけ

人身取引犯罪の被害者が犯罪者として拘束されたり、訴追・処罰されるべきではないという原則は国際的にも通用するルールであると考えられる⁷³⁾。合衆国においても、人身取引犯罪の被害者が、取り引きされたことの直接的な結果として犯された行為のみを理由として処罰されるとしたならば、それは不適切なことであると考えられ⁷⁴⁾、TVPA を制定する際には、刑事司法制度を変革して、商業的性行為に関わることになった児童はこれらの犯罪の被害者として扱うようにしなければならない⁷⁵⁾とされていた。

い者がおり、こうしたことから法律専門家が必要とされる旨を指摘する。

71) Vandenberg, Martina and Frank E. James, *Many Human Trafficking Victims in the United States Don't Get the Restitution That Federal Law Requires: New Report*, 2018, http://www.htlegalcenter.org/wp-content/uploads/Final-Restitution-Report-Press-Release_EMBARGOED-for-9-27-2018.pdf (同)。

72) Levy, *supra* note 8, at 64.

73) See Hong, *supra* note 4, at 140 and *Ibid.* & note 94.

74) See United States of America, Department of State, *Trafficking in Persons Report*, 2014, p. 14; United States of America, Department of State, *Trafficking in Persons Report*, 2012, p. 364.

75) See *In Our Own Backyard: Child Prostitution and Sex Trafficking in the United States*, Hearing before the Subcommittee on Human Rights and the Law of the Committee on the Judiciary, United States Senate, 111th Congress Second Session, Feb. 24, 2010, p. 2 (statement of Sen. Richard J. Durbin).

しかし、実際には、これらの被害者は、児童であっても、刑事司法手続の中で捜査機関と接触する際には、被害者としてではなく、商業的性行為を行う犯罪者として認識され、実際に取引行為をしている犯罪者と比べても逮捕されることが多い⁷⁶⁾とされる。例えば、犯罪者の中には、人身取引の対象者を規制薬物の使用や売買等明らかな犯罪行為に従事するよう仕向けて、これらの者を犯罪者に仕立て上げ、自らの命令に従わない場合には捜査機関に通報するなど脅す者がいるとされ、こうした形で人身取引の対象者の中に犯罪行為に手を染めざるを得ない者がいる可能性は考えられる⁷⁷⁾。また、被害者の方でも、そもそも人身取引犯罪者の身元を知らなかったり、知っていても、通報した場合には後で暴力を受けたり仕返しをされることを恐れて、沈黙を保ち、被害者自身が「隠れた犯罪 (hidden crime)」の実状を明らかにしないために、犯罪者は訴追されず、自身のみが訴追の対象となってしまうことがあると考えられる⁷⁸⁾。このように、い

76) U.S. Department of Justice, *The National Strategy for Child Exploitation Prevention and Interdiction: A Report to Congress*, 2010, p. 34; Phillips, Suzannah, et al., *Clearing the Slate: Seeking Effective Remedies for Criminalized Trafficking Victims*, The City University of New York School of Law, 2014, pp. 5–6; Birckhead, Tamar R., “The ‘Youngest Profession’: Consent, Autonomy, and Prostituted Children,” *Washington University Law Review*, Vol. 88, 2011, p. 1059; Haynes, Dina Francesca, “Good Intentions Are Not Enough: Four Recommendations for Implementing the Trafficking Victims Protection Act,” *University of St. Thomas Law Journal*, Vol. 6, 2008, p. 91; Finklea, et al., *supra* note 3, at 5 and 33; Hong, *supra* note 4, at 140; Peters, *supra* note 17, at 28–29; Byrne, *supra* note 70, at 380.

77) See Peters, *supra* note 7, at 546; Sheldon-Sherman, *supra* note 11, at 449–450; Byrne, *supra* note 70, at 380–381. このように、人身取引犯罪の場合には、取引の対象者には有責な犯罪者と無辜の被害者という二重の立場 (dual identity) が同時に存在していると考えられることから、被害者としての立場を明確にすることが困難になっているともいえる。See Peters, *supra* note 7, at 537 and 548.

78) See DeBose, *supra* note 11, at 491 and 500; Cross, *supra* note 59, at 401–402; Phillips, et al., *supra* note 76, at 1–2. また、前掲注59) 参照。一方で、検察官によって一旦は犯罪者として訴追されても、その後、訴追が取り下げられるというような事例があることも報告されている。See Peters, *supra* note 7, at 547–548.

くつかの理由はあるが、実務においては、人身取引の対象者は、児童も含めて被害者としては理解されず、むしろ犯罪者として扱われることが多いのである。もちろん、刑事司法機関によって逮捕され、身柄を拘束されることによって、二次被害のような形で二重の被害を受ける（*dual victimization*）ことにはなるかもしれないが、人身取引犯罪者との関係を断ち切ることでそうした犯罪者から保護されることになるというようなプラスの側面がある⁷⁹⁾ことは考えられる。しかし、前述のような合衆国の刑事司法の現状に鑑みれば、人身取引犯罪の分野においては「被害者」というのは学問上の用語として理解されているに過ぎない⁸⁰⁾ということになる。

人身取引犯罪に対処する際に何よりも重要なのは、法執行機関が、取引の対象とされている者を犯罪者として扱うのではなく、被害の内容を正確に理解し、これらの者が被害者であるということを正しく認識することであろう⁸¹⁾。人身取引の対象者は、性行為に関与するよう強要されたとしても、そのことによって被害者としての地位を失うことはない⁸²⁾。これらの者は、そもそも自らに非はないのであるから、人身取引によって自由を拘束されていた間に犯罪者による強制や支配の下で従事せざるを得なかった性行為によって処罰されてはならない⁸³⁾と考えられる。このように、人身取引犯罪の対象とされた者の人権を重視する施策が積極的に採用されるのであれば、彼らは被害者として適切に扱われ、相応しい保護を受けられることにつながり、結果として、より多くの者が再度取引の対象と

79) See Etienne, *supra* note 4, at 76; Myatt, *supra* note 12, at 600–601; Blizard, *supra* note 59, at 635; Birkhead, *supra* note 76, at 1059 and 1085. なお、Cross, *supra* note 59, at 397–398 & note 20も参照。

80) See Peters, *supra* note 7, at 537.

81) See Malone, *supra* note 3; Hong, *supra* note 4, at 141; Byrne, *supra* note 70, at 380–381 & note 9.

82) See Peters, *supra* note 7, at 566.

83) Peters, *supra* note 17, at 27; Aycocock, *supra* note 17, at 22; Barnard, *supra* note 28, at 1474.

なることを免れ、再被害を受ける危険性は低下する⁸⁴⁾と考えられる。

そこで、人身取引の被害者にとっては、人身取引犯罪の一部として、犯罪者の支配の下で犯罪行為を行うよう強要されたような場合には、有罪判決を下されたとしても、審理後に、その判決の効力を無効にしたり (vacatur)、判決記録の削除 (expungement) を申し立てる資格を認められることが重要である⁸⁵⁾。被害者には、犯罪者として逮捕・訴追されるということ自体がトラウマになると考えられるし、法執行機関に対する不信感を強めることにもつながる。また、日常生活の中でも、犯罪者として訴追されたという記録は就職したり住居を探したりする際等様々な場面で障害となる可能性がある⁸⁶⁾からである。この関連で、合衆国では2015年に「2015年人身取引被害者救済及び援助法 (Human Trafficking Survivors Relief and Empowerment Act of 2015)」が制定されたことが注目される。同法では、①取り引きされたことに起因する逮捕や有罪判決の効力を無効にしたり、②公的な裁判記録の中でその個人情報を守る事が盛り込まれている⁸⁷⁾。州においては、それよりも前、2010年にニューヨーク州で、人身取引犯罪の被害者が逮捕・訴追され、有罪判決を受けた場合に、その効力を無効にすることを目的とした規定 (N.Y. Crim. Proc. Law § 440.10参照) が全米で初めて立法化されている⁸⁸⁾。その後、カリフォルニアやフロリダ、

84) See Adams, Cherish, "Re-Trafficked Victims: How a Human Rights Approach Can Stop the Cycle of Re-Victimization of Sex Trafficking Victims," *The George Washington International Law Review*, Vol. 43, 2011, p. 234.

85) See Peters, *supra* note 7, at 550.

86) Derham, Rachael, "Justice for Victims of Sex Trafficking: Why Current Illinois Efforts Aren't Enough," *The John Marshall Law Review*, Vol. 51, 2018, p. 721 and p. 724; Polaris, *Human Trafficking Issue Brief: Safe Harbor*, 2015, <https://polarisproject.org/sites/default/files/2015%20Safe%20Harbor%20Issue%20Brief.pdf> (同); Barnard, *supra* note 28, at 1472-1473; Blizard, *supra* note 59, at 635; Phillips, et al., *supra* note 76, at 2.

87) Hong, *supra* note 4, at 142.

88) Polaris, *Human Trafficking Issue Brief: Vacating Convictions*, 2015, <https://polarisproject.org/sites/default/files/2015%20Vacating%20Convictions>

イリノイ等20を超える州で同様の内容の州法が制定されている⁸⁹⁾。こうした「被害者志向」の施策によれば、被害者は、就職や住居の確保といった場面で、犯罪経歴という足枷となる烙印を押されて不利益を受けることなく、新たな生活基盤を築くことが可能となり、延いては、人身取引犯罪者の元に戻ることを防止できるのである⁹⁰⁾。

もっとも、その後の運用状況としては、ニューヨーク州では2014年3月の時点で38人の被害者が同規定の適用を受けたに過ぎない⁹¹⁾。こうした状況は他の州でも同様であり、イリノイ州では2011年の「性行為目的の人身取引犯罪の被害者のための正義法（Justice for Victims of Sex Trafficking Crimes Act）」によって導入された725 Ill. Comp. Stat. Ann. 5/116-2.1に基づいて2人に対して、メリーランド州でも同年に1人に対して有罪判決の無効が認められたに過ぎない⁹²⁾ということである。

%20Issue%20Brief.pdf (同): Phillips, et al., *supra* note 76, at 26. ニューヨーク州法の規定内容については、Barnard, *supra* note 28, at 1473-1478の他、中川かおり「人身取引の被害者に対する有罪判決の無効化」『論究ジュリスト』20号（2017年）196頁以下参照。

89) See Peters, *supra* note 7, at 550-551 & note 93; Aycock, *supra* note 17, at 9; Phillips, et al., *supra* note 76, at 3 and 30; Polaris, *supra* note 88.

90) Aycock, *supra* note 17, at 3; Baker, *supra* note 18, at 181; Barnard, *supra* note 28, at 1500.

91) *Ibid.* at 1484.

92) *Ibid.*; Derham, *supra* note 86, at 718. ニューヨーク州の適用件数が伸びないことに関しては、同規定にはいくつかの手續上及び構造上の問題点があることが指摘されている。すなわち、①同規定による利益を受けられるのは、自ら無効を求める申立てを行った被害者に限定される、②被害者が相当な注意を払って (with due diligence) 遅滞なくこうした申立てを行うことができるかどうか不明である (§ 440.10(1)(i) 参照) などというのである。See Zornosa, Francisco, “Protecting Human Trafficking Victims from Punishment and Promoting Their Rehabilitation: The Need for an Affirmative Defense,” *Washington & Lee Journal of Civil Rights & Social Justice*, Vol. 21, 2016, pp. 183-186; Barnard, *supra* note 28, at 1480-1493. イリノイ州法の規定に対しても、適用対象は売春行為やこれに関連した犯罪に限定され、法的効果も有罪判決の効力を無効にするだけであるな

ここで注意すべきは、まず、これらの規定を利用するためには、被害者の方で、そうした犯罪行為を行った際には自らは人身取引の渦中にあり、囚われの身であったということを証明することが前提となる⁹³⁾が、実際には困難が予想されるということである。さらに、有罪判決の効力を無効にしたり、その記録を削除するというのは、そもそも被害者が犯罪者として逮捕・訴追された「後でのみ」機能することが想定されたものであり⁹⁴⁾、その前提としては、やはり本来であれば、被害者として扱われるべき者を犯罪者として訴追する、あるいは、少なくともそのような者として理解するという考えがあるように思われる。確かに、前述のように、犯罪者として逮捕・訴追されることによって、人身取引犯罪者とのつながりを断つことができるかもしれないという利点があることは認められるが、こうした刑事手続上の措置を受けないよう被害者を保護することこそが、被害者の最大の保護につながる⁹⁵⁾ことを忘れるべきではない。

七 法執行機関の側の問題点

現在、いくつかの連邦法の下で、人身取引犯罪における被害者の地位に関して規定されている。例えば、22 U.S.C. § 7105(c)(1) では、人身取引犯

どと指摘されている。See Derham, *supra* note 86, at 718, 726–729 and 742–743.

93) See Aycock, *supra* note 17, at 9; Barnard, *supra* note 28, at 1481.

94) Myatt, *supra* note 12, at 558 and 591; Peters, *supra* note 17, at 33; Barnard, *supra* note 28, at 1481.

95) See Peters, *supra* note 17, at 27. この点、わが国では、被害者が、人身取引行為に関連する犯罪以外に明らかな違法行為に関与していない場合には、捜査状況や逮捕の必要性について慎重に検討するなど、被害者としての立場に十分配慮した取り扱いを行うこととされている。犯罪対策閣僚会議「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月）中の「Ⅱ. 総合的・包括的な人身取引対策 3. 人身取引被害者の保護 (2)被害者保護の徹底 (3)被害者としての立場への配慮」の他、池内・前掲注4) 論文93頁から94頁や長島・前掲注4) 論文82頁参照。

罪の被害者は、犯罪被害者として処遇されなければならない、その地位に相応しくない施設に拘禁されてはならない旨が規定されているし、同(4)では、連邦機関等の職員は人身取引犯罪の被害者の身元確認を確実に行うための訓練を受けなければならないことが明確にされている。ただし、こうした規定の背後にある理念や考え方や法執行機関の考え方や実際の活動には齟齬があるように思われる。すなわち、法執行機関に対しては、「人身取引」の基本的な意味や人身取引犯罪に関連する法規、こうした犯罪の被害者にとって優先されるべき事項等が十分には理解されていない⁹⁶⁾と指摘されているのである。その背景には、例えば、性行為目的の人身取引の対象者は自らの意思によって売春行為に関与することを「選択した」のである以上、そうした行為に関する責めは自ら負うべきであるなどと信じられている⁹⁷⁾ことが影響しているのではないかと思われる。

もちろん、これだけが理由ではないであろうが、いずれにしても、人身取引の対象者が被害者であるかどうかの見極めは重要である。しかし、この点に関して、いくつかの問題が生じている。すなわち、被害者であることを見極めるための適切な訓練が実施されていないため、本来であれば、人身取引犯罪の被害者として扱われるべき者がそのように認識されず、誤って犯罪者として逮捕・訴追されてしまう⁹⁸⁾（前述六も参照）、あるいは、人

96) See Haynes, *supra* note 76, at 82.

97) See Clawson, Heather J. and Lisa Goldblatt Grace, *Finding a Path to Recovery: Residential Facilities for Minor Victims of Domestic Sex Trafficking*, U.S. Department of Health and Human Services, Office of the Assistant Secretary for Planning and Evaluation, 2007, p. 2; Myatt, *supra* note 12, at 603–604.

98) Jones, Samuel Vincent, “The Invisible Man: The Conscious Neglect of Men and Boys in the War on Human Trafficking,” *Utah Law Review*, Vol. 2010, 2010, pp. 1185–1186; Rieger, April, “Missing the Mark: Why the Trafficking Victims Protection Act Fails to Protect Sex Trafficking Victims in the United States,” *Harvard Journal of Law & Gender*, Vol. 30, 2007, pp. 246–247; Finklea, et al., *supra* note 3, at 33; Myatt, *supra* note 12, at 557; Peters, *supra* note 17, at 26; Cross, *supra* note 59, at 396.

人身取引の実態や被害の実状を踏まえた上で事情聴取することが重要であるにも拘らず、法執行機関では、事情聴取の仕方に関して十分な訓練が実施されていないために、最初に被害者と接した段階で対応の仕方に問題が生じ、その後、捜査を継続したり、事件を立件することが困難になってしまうことがある⁹⁹⁾といわれているのである。もっとも、こうした対象者が犯罪者なのか被害者なのかを見極めることが困難であることは裁判官も同様である。実際に、被告人として法廷に現れた者が、その後の審理によって、被害者として認識すべきであることが判明するといった事態が生じ得る¹⁰⁰⁾ことも指摘されている。ただし、捜査機関こそが日々の活動の中で人身取引犯罪の被害者や犯罪者と遭遇する場面が最も多いのであって、その機会が有効に活用されれば、被害者の救済と同時に、人身取引行為を阻止し、犯罪者の訴迫にもつなげることができるのであるから、捜査機関に対しては予防的に人身取引犯罪に関する訓練を実施しておくことが重要である¹⁰¹⁾。

また、法執行機関の運用との関連では、訴迫に関する検察官の裁量権の行使の仕方にも目を向ける必要があると思われる¹⁰²⁾。検察官が適切に事案の概要を把握し、被害の内容を認識した上で事案の処理について裁量権を行使すれば、そもそも被害者が有罪判決を受けることになる事態も回避できると考えられるからである。

99) See Haynes, *supra* note 76, at 82–83; Derham, *supra* note 86, at 732–733.

100) See Peters, *supra* note 7, at 548.

101) United States of America, Department of State, *Trafficking in Persons Report*, 2010, pp. 338–339; Brown, *supra* note 4, at 29; Cross, *supra* note 59, at 397–398, 404–406 and 414–418. この点に関して、捜査機関等に対する訓練はわが国でも実施されている。渥美東洋「人身取引に対する日本の総合戦略」『警察学論集』63巻2号（2010年）119頁参照。

102) See Larche, *supra* note 3, at 306; Myatt, *supra* note 12, at 592.

八 人身取引犯罪の被害者を保護することを念頭に置いた施策

近時においては、人身取引犯罪者を処罰するための法制度に合わせて、こうした犯罪に起因して性行為に従事するよう強要されている児童等の被害者を保護するための法制度も整備されてきている¹⁰³⁾。例えば、①こうした被害者に対しては、完全に免責を認める (immune)¹⁰⁴⁾、②反証が許される推定 (rebuttable presumption) に基づいて、こうした児童を性行為目的の人身取引犯罪の被害者であると推定する¹⁰⁵⁾、③自らが人身取引犯罪の被害者であることを証明できた場合には、売春での訴追に対して積極的防御権 (affirmative defense) を認める¹⁰⁶⁾などである。

これらの施策に関しては、様々な評価がなされている。例えば、これらの中では、捜査機関の方が当該児童等が人身取引犯罪の被害者でないことを証明する責任を負わされる、反証が許される推定という策が最善である¹⁰⁷⁾とする立場がある。積極的防御権に対しては、この手法によれば、人身取引犯罪者の行為に基づいて被害者が有罪判決を受けることを防ぐことができる上、捜査機関は、当該被告人が犯罪者なのか被害者なのかについて、より慎重に捜査を行い、判断する責任を負うことになるなどとして、肯定的に評価する立場がある¹⁰⁸⁾。また、有罪判決前の救済策として

103) See *Ibid.* at 557 and 581; Etienne, *supra* note 4, at 48, 51 and 60–63.

104) 例えば、イリノイ州の720 Ill. Comp. Stat. Ann. 5/11–14(d) 参照。この類型に属する州としては、他に、ネブラスカやノースカロライナ、テネシー等がある。See Etienne, *supra* note 4, at 62.

105) 例えば、コネチカット州の Conn. Gen. Stat. Ann. § 53a–82参照。See *Ibid.* at 51 and 61; Myatt, *supra* note 12, at 590.

106) 例えば、ルイジアナ州の La. R. S. § 14: 82(G) 参照。この類型に属する州としては、他に、アリゾナやアイオワ、ケンタッキー等18の州がある。See Etienne, *supra* note 4, at 63; Zornosa, *supra* note 92, at 192–197.

107) Etienne, *supra* note 4, at 70 and 73–75; Myatt, *supra* note 12, at 593–605.

108) Aycock, *supra* note 17, at 9; Blizard, *supra* note 59, at 640. また、Derham, *su-*

積極的防御権の保障が、有罪判決後の救済策としては判決無効化規定がそれぞれ効果的である¹⁰⁹⁾とする立場もある。あるいは、現在のように、数多くの人身取引犯罪の被害者が訴追されているのは刑事司法手続自体に制度的な欠陥があることを示唆しているとして、これらの者を救済するためには、事後的な救済策として、積極的防御権と有罪判決の無効化双方を採用することが必要である¹¹⁰⁾とする立場もある。

一方で、被害者が児童である場合を前提として、積極的防御権に対しては否定的な立場もある¹¹¹⁾。他にも、積極的防御権に対しては、適用範囲が限定的であるとか、この手法はそもそも公判が開かれなければ利用することができないが、刑事手続においては多くの事案が有罪の答弁取引 (guilty pleas) で終了しているため、公判は開かれず、この手法を利用することができないといった限界がある¹¹²⁾ことも指摘されている。

Etienne は、①性犯罪が成立するかどうかに関しては、同意の有無に関する検討が必要不可欠であるが、同意年齢に達していない児童の場合には、そもそも有効に同意ができないのであるから、性犯罪を犯すことはできず、したがって、売春での訴追は免除される (exempt) べきである、一方、②同意年齢に達している児童の場合には、彼らは性行為目的の人身取引犯罪の被害者であるという反証が許される推定に基づいて免責を認め

pra note 86, at 738–741 and 746や *Zornosa, supra* note 92, at 189–191 and 198–200も、積極的防御権の保障を肯定的に評価した上で、さらに、その適用範囲を売春行為等に限定するのではなく、関連して行われたその他の犯罪行為にまで拡大すべきであると主張する。

109) Aycock, *supra* note 17, at 3 and 17.

110) Cross, *supra* note 59, at 398–399, 414 and 418–421. その上で、*Ibid.* at 398, 404–406 and 414–418は、こうした施策は二重の被害が発生した後の救済策であるから、これを防止するためには予防的な施策がより重要であるとする。

111) See Etienne, *supra* note 4, at 70–72.

112) Boggiani, Michele, “When Is a Trafficking Victim a Trafficking Victim? Anti-Prostitution Statutes and Victim Protection,” *Cleveland State Law Review*, Vol. 64, 2016, pp. 955–957; Cross, *supra* note 59, at 406–409.

られるべきである¹¹³⁾とする。また、Annittoも、18歳未満の児童の場合には売春行為による訴追を免除するとして2010年にイリノイ州で制定された「児童安全法（Safe Children Act）」を肯定的に評価し、児童を売春行為で訴追することが法律上絶対に必要ということではないとした上で、有効に同意できない児童の場合には訴追を免除するといった方策も検討されるべきである¹¹⁴⁾とする。実際に、*Gebardi et al. v. United States*¹¹⁵⁾では、同意年齢に達していない児童は法定強制性交（statutory rape）の共同正犯（co-conspirator）にはなり得ないとされている。また、テキサス州最高裁判所による *In the matter of B.W.*¹¹⁶⁾でも、14歳未満の児童の場合、性行為に関して同意することの意味を適切に認識する能力が欠けており、法律上有効に同意することはできないのであるから、売春の罪で訴追されることはないと判断されている。こうした事例があることに鑑みれば、Etienne等による主張にも説得力はあると考えられる。加えて、人身取引犯罪の被害者保護との関係で重要なのは、六でも触れたように、被害者として扱われるべき者を犯罪者としては扱わないということである。とするならば、被害者の属性や犯罪の内容等を慎重に検討した上で、一定の場合には訴追を免除するといった方策が有益ではないかと考えられる。

おわりに

人身取引犯罪の被害者にとっては、被害弁償というのは、着の身着のままの状態で犯罪者から逃げてきた後で、住居や医療、教育、就職といった面で役立ち、自立して生きていく上で必要不可欠のものである。換言すれ

113) Etienne, *supra* note 4, at 44, 52, 63–75 and 85.

114) Annitto, *supra* note 19, at 6, 56–58 and 62–65. 一方、Johnson, *supra* note 17, at 702は、人身取引犯罪の被害者が強いられた行為自体を非犯罪化することに言及する。

115) 287 U.S. 112, 123 (1932).

116) 313 S.W. 3d 818, 819–820 and 836 (Tex. 2010).

ば、再被害化を避けるためになくてはならないものであり、被害弁償を受けられるかどうかは被害者のその後の生活を大きく左右することになる¹¹⁷⁾のである。したがって、少なくとも「性行為目的の人身取引の場合、社会一般の他には明確な被害者は存在しない」といった理由で、被害弁償が認められないというのは不適切である¹¹⁸⁾。性行為目的の人身取引というのは、女性や児童を性産業に陥れ、HIVや性行為感染症等致命的な疾病に罹患する可能性を高めたり、身体的に劣悪な環境に置くことによって、彼らを短期間のうちに死に至らしめる危険にも晒すのであり¹¹⁹⁾、決して社会一般に対してのみ害悪を与えるものではない。むしろ、特定の具体的な個人に対して大きな害悪を与えている¹²⁰⁾のである。人身取引犯罪の場合にも明確な被害者が存在するのは明らかであり、その尊厳を守ることを第一に考えた施策を講じる必要がある。

近時においては、連邦政府の考え方も、取引の対象とされたことの直接的な結果として犯された犯罪によって被害者を訴追することはしないという「被害者志向」の政策を採用する方向に変化しているようである¹²¹⁾。

117) Nolan, *supra* note 2, at 95 and at 103; U.S. Department of Justice, *supra* note 14, at 8. なお、近時の動向として、被害者支援を行っている NGO 団体が、本来であれば被害者が受けるべき被害弁償について、これは自分たちが被害者支援のために費やした費用の償還のための制度であると主張して、費用の弁償を求めて訴訟を提起しているといわれる。See Levy, *supra* note 8, at 69–70.

118) 確かに、本人が同意しているというような限られた場合の売春行為であれば、「被害者なき犯罪」として理解することも不可能ではないかもしれない (See Bingham, Nicole, “Nevada Sex Trade: A Gamble for the Workers,” *Yale Journal of Law and Feminism*, Vol. 10, 1998, p. 79.) が、児童を対象とした性行為目的の人身取引犯罪の場合にはそのように考えることは難しいと思われる。

119) See Public Law No. 106–386, § 102(b)(11); Ark of Hope for Children, *supra* note 4; Sheldon-Sherman, *supra* note 11, at 450; Derham, *supra* note 86, at 720–721.

120) Levy, *supra* note 8, at 46.

121) See Peters, *supra* note 7, at 573; United States of America, Department of State, 2014, *supra* note 74, at 398.

この場合の「被害者志向」の政策というのは、訴追するかどうかという訴訟法上の処分が念頭に置かれているようであるが、被害者に対して適切な支援を保障するかどうかということも含まれるべきと考えられる。特に、被害者への支援に関しては、当座の必要な支援を実施することが重要であるのはもちろんであるが、それのみではなく、被害者が将来に向かって社会に再統合されるために必要な支援を展開していくことも求められよう¹²²⁾。とするならば、人身取引犯罪の被害者に被害弁償を認めず、将来に向かっての支援を実施しないというのは上記の政策理念に合致しないのであって、人身取引犯罪の被害者に対しては確実に被害弁償を行う必要がある。

次に、法執行機関というのは、被害者が被害者として認められるために接触する最初の入口となる機関である。確かに、人身取引犯罪の捜査に割ける人員が限られている、あるいは、五でも触れたように、被害者の協力が得られない場合があるなど捜査活動には壁や問題もあるが、法執行機関が適切に対応しなければ、被害者としては、被害弁償を受ける機会自体がなくなってしまう¹²³⁾のである。その際に法執行機関が留意しておくべきは、人身取引の対象とされた者は犯罪者ではなく、被害者であると明確に意識しておくことである。人身取引犯罪自体は国境を跨いで行われることもあるため、国際的な取り組みが必要となる¹²⁴⁾が、その被害者が置かれている状況や必要としている支援を正確に認識し、適切に処遇することができるかどうかは一国でも対応することが可能な問題である¹²⁵⁾。

122) See United States of America, Department of State, *Trafficking in Persons Report*, 2011, p. 40.

123) See Peters, *supra* note 7, at 558–559.

124) そこで、Brown, *supra* note 4, at 1 and 37–40は、合衆国内で採用されている性犯罪者の登録制度が有効に機能しているということを前提として、人身取引犯罪者の居場所を把握しておくために国際的な登録制度とデータベースを構築する必要があると強調する。

125) See Larche, *supra* note 3, at 283 and 311.